

住吉区 SDGs 推進本部設置要綱

制 定 令 3.7.26

(設置及び目的)

第1条 住吉区において、広く区民が SDGs の基本的なことを理解し、日常生活又は事業活動の中で実践している状態を目指して、区役所総体として総合的かつ円滑に SDGs を推進するため、住吉区 SDGs 推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 住吉区 SDGs 推進計画の取組等に関すること。
- (2) その他 SDGs の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、住吉区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、住吉区副区長をもって充てる。
- 4 本部員は、住吉区役所課長級職員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が隨時招集し開催する。

- 2 副本部長及び本部員は、必要に応じて本部長に会議の開催を求めることができる。
- 3 本部長が必要と認めるときは、関係する者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、事務局として政策推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。